

介護保険制度改正見直し素案 福祉用具・生活援助の自己負担化見送り

厚生労働省は11月25日、社会保障審議会介護保険部会を開催し、次期介護保険制度見直しに関する意見書の素案を提示しました。政府・財務省から検討を求められていた、軽度者への福祉用具・住宅改修、生活援助サービスの自己負担化については具体策を盛り込まず、見送りを決めた一方で、福祉用具の価格については、上限を設ける考えを新たに明記しました。

福祉用具レンタル価格に上限設定

素案はこれまでの審議を事務局が整理したものです。大きく①介護保険制度の持続可能性の確保②地域包括ケアシステムの深化・推進——の2つの観点から取りまとめられています。

「①介護保険制度の持続可能性の確保」では、政府や財務省から検討を求められていた▽軽度者への支援のあり方▽福祉用具・住宅改修▽利用者負担のあり方▽総報酬割——などのテーマについて見直し方針を明記しました。

軽度者のサービスを全て地域支援事業に移行させる案については、「まずは介護予防訪問介護と介護予防通所介護の総合事業への移行の状況を踏まえて検討を行うことが適当」と、次期制度改正での移行については見送る方針を明記しました。同じく、軽度者の生活援助を原則自己負担にする案についても具体的な方針は明記せず、見送りを決めました。

人材の有効活用の観点から、生活援助を中心にサービス提供を行う場合の緩和された人員基準の設定については、賛成・反対の両論を併記し、介護報酬改定の際に改めて検討を行う方針を示しました。

このほか、自立支援につながるサービス提供が行われるよう、ケアマネジャー、医師、看護師、セラピストらの多職種が集まり、地域ケア会議の場でケアマネジメント支援をしていく取り組みを推進していく考えなどが盛り込まれています。

福祉用具については、「利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持・改善を図り、状態の悪化防止に資するとともに、介護者の負担の軽減を図る役割を担っている」と、改めて福祉用具が果たしている役割を明記しました。

財務省が求めていた、軽度者の福祉用具の原則自己負担（一部補助）については、具体的な方針を明記することなく、次期改正法案に盛り込まない方針を示しました。

一方で、福祉用具の価格については、同一製品であっても平均的な価格と比べて非常に高価な価格請求が行われているケースが存在するなどの問題点を明記しました。

高価な価格請求である「外れ値」への対応については、10月12日の部会で厚労省が提案した「極端に高い額を貸与価格とする場合には、あらかじめ保険者の了解を必要とする」との記述を変更し、「自由価格を基本としつつ、一定の上限を求めることが適当」と、給付額の上限設定などを念頭に置いた表現に改められました。

また、次期制度改正において、国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、「ホームページにおいて全国平均貸与価格を公表する仕組みを作ることが適当」などの具体策に取り組む考えを示しました。

福祉用具貸与計画ケアマネに交付義務

この他、利用者が適切な福祉用具を選択できるよう、福祉用具専門相談員が、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格等を利用者に説明することや、複数の商品を提示することを義務付ける方針も明記しました。

併せて、利用者に交付しなければならない福祉用具貸与計画書を「ケアマネジャーにも交付することが適当」と、義務化する考えも盛り込みました。